

“高円寺スラップ訴訟”

仮処分決定は不当！！

「住環境を守って！」の声も上げられないのは人権無視

— 区役所前抗議集会 —

6月7日(水) / 14日(水)

12:00～13:00



5月24日、東京地裁は「工事関係者の前に立ちはだかったり、大声を上げたりするなどの妨害をしてはならない」という仮処分決定を出しました。不当な決定です。

私たちは妨害などしていません。建物の安全性に不安がある（地中の杭が短いという専門家の意見）、新設校は子どもたちの教育環境が劣悪になり、住民の住環境が破壊される、などの重大な問題があるまま、着工しないでください、と訴えているだけです。これが「妨害」でしょうか？！

これでは、住民運動をおさえつけるための訴訟＝スラップ訴訟ではありませんか。

また、区の協力なしにはできない訴訟であったこと（8名の氏名を特定できている等）、区主催の工事説明会で、白石建設が住民を盗撮していたことなど、区の責任は重大です。公共事業でのスラップ訴訟は、あまり聞いたことのないものです。

住民運動、表現の自由、そして共謀罪にも関わる問題で、決して杉並だけの問題ではありません。

皆さまのご支援を是非よろしく願いいたします。

高円寺北一丁目被害者の会・すすめていいの？有志の会

連絡 金森 克之 (090-1604-8138)

岩村 暉子 (03-3386-0439)